定年後もJAM共済で安心



配偶者も 加入でき るんだ

85歳まで ビッグでロング な保障です。

85歳まで 保障があるので 守心だね!



老後の 保障は どうなるの

健康告知 なしで移行加入 できるんだって

そう だよね

やっぱり 安心生活は JAM共済 だね!











これまで79歳(継続日現在 毎年7月1日)までとしていた加入者年齢を84歳まで引き上げ、満85歳の6月30日まで保障します。 自動継続ですので、お手続きの必要はありません。

充実の死亡給付う

総合タイプ

(69歳まで 6口加入の場合) 交通事故・不慮の事故による場合

病気による場合

最高 300万円

入院重視 タイプ

(69歳まで6口加入の場合)

死亡原因に関係なく

最 高

1泊2日以上の入院 初日から給付

総合タイプ

(69歳まで 6口加入の場合)

最高·1日

●交通事故·災害入院·病気入 院の場合は、1泊2日以上の 入院は初日から給付。

入院重視 タイプ

(69歳まで6口加入の場合)

最高·1日

●交通事故·災害入院·病気入 院の場合は、1泊2日以上の 入院は初日から給付。

上記保障額は69歳までの方が総合タイプまたは入院重視タイプに6口加入した場合です。 加入できる口数はP5の加入資格および移行加入要件により決まります。

シニア共済がかわります!! ②018年7月1日より

Point.2 両タイプとも病気入院共済金を1泊2日以上の入院の初日から給付します。※1

Point.3

各種入院共済金をそれぞれ通算支払日数240日のみの制限に緩和します。※1

※1 2018年7月1日以降に開始した入院から対象になります。

シニア共済に移行加入するには、下記のいずれかの組合員身分を取得しなければなりません。

■身分の種類

シニア共済はJAMの共済制度なので、 JAMの組合員でなければ加入できま せん。退職すると組合員ではなくなる ため、必ず右記のいずれかの身分の選 択をしなければなりません。

現役時代 JAM組合員 **霍 ①** 共済ユニオンの組合員 個人火災共済・積立年金共済・ 家族がふれあい共済に加入の場合 シニアクラブ正会員 シニアクラブに所属している方。 定年延長·雇用延長の方で組合に所属しながらシニア共済に加入する場合。 8 組合扱い シニアクラブ準会員 4

※組合扱いで、組合を脱退した場合は上記の1・2・4のいずれかを必ず選択して下さい。

現役世代 個人共済 ふれあい 個人生命 共済 共済 個人医療 共済 団体共済 ハート共済 および 団体生命共済 移行加入 ニア世代 死亡保障と入院保障を バランス良く確保 総合タイフ 入院保障を重点に確保 入院重視タイプ 「すこやガコース」

組合員本人				
あなた (組合員本人) の移行加入できる口数は? (健康告知なし)				
①-1 ハート共済	〈現行共済加入口数〉 ハート	〈シニア共済移行口数〉		
	2 🗆	= 2 0		
①- 2 ハート共済〈A2倍タイプ〉	ハートA 2倍 団体生命 30口	<u>ک</u> الله الله الله الله الله الله الله الل		
団体生命共済〈30口〉	│ 2 □	3 0		
※ハート共済AZ信ダイノと団体	主の共済30日加入している単組の	一		
② ふれあい共済 ※65歳時の最終加入口数	ふれあい	=		
③ 団体生命共済、	体生命	40 =		
※上記で①-2を選択している場合	合は、個人生命共済のみの計算にな	ります。		
④ 個人医療共済	個人医療	=		
		合計移行口数		
	【ご注意】移行加入口数は 両タイプ 合計で最高6口が限度です			
		★計算方法 一項目ごとではなく、総合計の小数点以下四捨五入。		

シニア共済に移行加入できる配偶者の口数は?(健康告知なし) 配偶者の加入を、JAM個人共済加入実績のある方の「移行加入」に限定します。 配偶者のタイプ制限(本人と同タイプ)、加入口数制限(本人口数が上限)を撤廃します。 ■配偶者の移行加入 ふれあい共済、個人生命共済、個人医療共済に加入している配偶者で、下記の計算式で現行の権利口数を上限として移行加入できます。 配偶者先行の移行加入 組合員本人より年上で、ふれあい共済、個人生命共済、個人医療共済に加入している配偶者は、下記の計算式 で組合員本人が定年退職時にシニア共済へ移行することを前提に、組合員本人より先に移行加入できます。 移行加入の権利を有する配偶者に限り、移行加入時に「健康告知」を伴なえば、JAM個人共済の加入内 容により決まる移行権利口数に、2口までの上乗せができます。※3 〈現行共済加入口数〉 〈シニア共済移行口数〉 ふれあい ① ふれあい共済 個人生命 ÷40 ② 個人生命共済 個人医療 ÷4 ③ 個人医療共済 = 合計移行口数 【ご注意】移行加入口数は 両タイプ **2**□ *3 合計で最高6口が限度です \Box 合計移行口数が0.5口以上の配偶者に ★計算方法 限り2口までの上乗せができます。

新設!「すこや台コース」誕生!!

有利な保障と安心計画、確かな明日へ 万全に。



保障をきめましょうのなたと配偶者

◆配偶者は移行時に告知をすれば移行権利口数に2口まで両タイプ合算して最高6口が限度です。◆左記の計算で6口を超えた場合でも加入出来る口数は

行加入後、増口および加入タイプの変更はできません

シニア共済 年齢による掛金と保障額

※2018年7月1日改定

総合タイプ、入院重視タイプの組み合わせも可能です。 《総合タイプ》 死亡保障と入院保障をバランス良く確保

表1 年齢別保障テーブル

加入者	加入できる	共済掛金(月掛)	死亡・重度障害共済金 (労災法第1級、第2級、第3級の2・3・4)相当		1泊2日以上の入院(1日当たり) 交通事故・災害入院・
年 齢	口数	共有街壶(月街)	交通事故・不慮の事故	病気	病気入院 (1泊2日以上・入院初日から)
	6□	5,400円	600万円	300万円	6,000円
	5□	4,500円	500万円	250万円	5,000円
継続日現在 (毎年7月1日)	4□	3,600円	400万円	200万円	4,000円
69歳まで	3□	2,700円	300万円	150万円	3,000円
	2□	1,800円	200万円	100万円	2,000円
	1□	900円	100万円	50万円	1,000円
	6□	5,400円	300万円	150万円	6,000円
	5□	4,500円	250万円	125万円	5,000円
継続日現在 (毎年7月1日)	4□	3,600円	200万円	100万円	4,000円
70歳~74歳まで	3□	2,700円	150万円	75万円	3,000円
	2□	1,800円	100万円	50万円	2,000円
	1口	900円	50万円	25万円	1,000円
	6□	5,400円	120万円	60万円	6,000円
	5□	4,500円	100万円	50万円	5,000円
継続日現在 (毎年7月1日)	4□	3,600円	80万円	40万円	4,000円
75歳~79歳まで	3□	2,700円	60万円	30万円	3,000円
	2□	1,800円	40万円	20万円	2,000円
	1□	900円	20万円	10万円	1,000円

2018年7月1日より障害第3級1・5から第14級までは廃止となります。

《入院重視タイプ》入院保障を重点に確保

表2 年齢別保障テーブル

加入者年齢	加入できる口数	共済掛金(月掛)	死亡・重度障害共済金	1泊2日以上の入院(1日当たり)
			(労災法第1級、第2級、第3級の2・3・4)相当	交通事故・災害入院・ 病気入院
			交通事故・不慮の事故・病気	病気入院 (1泊2日以上・入院初日から)
継続日現在	6□	5,400円	30万円	10,500円
(毎年7月1日) 69歳まで	4□	3,600円	20万円	7,000円
	2□	1,800円	10万円	3,500円
継続日現在 (毎年7月1日) 70歳~74歳まで	6□	5,400円	30万円	7,500円
	4□	3,600円	20万円	5,000円
	2□	1,800円	10万円	2,500円
継続日現在 (毎年7月1日) 75歳~79歳まで	6□	5,400円	30万円	7,500円
	4□	3,600円	20万円	5,000円
	2□	1,800円	10万円	2,500円

すこやかコースは、総合タイプ・入院重視タイプに関わらず1口単位の加入となります。

80歳になったら自動的に「すごやかコース」になります。

入院保障は 満85歳の6月30日 まで保障します。

80歳からは、全て同じ 保障です。

表3 年齢別保障テーブル

加入者 年 齢	口数	月掛金	交通事故・災害入院・病気入院 1泊2日以上・入院初日から	死亡· 重度障害 共済金
継続日現在 (毎年7月1日) 80歳~84歳まで	6□	5,400円	6,000円/日	
	5□	4,500円	5,000円/日	
	4□	3,600円	4,000円/日	なし
	3□	2,700円	3,000円/日	
	2□	1,800円	2,000円/日	
	1口	900円	1,000円/日	



加入するときの 🔾 & 🔝

Q1

シニア共済の加入要件は?

ハート共済・団体生命共済、個人共済加入者が、 その加入共済から引き続き移行加入する制度です。 P5の「加入資格および移行加入要件」を参照して下さい。

なお、定年退職時もしくはハート共済・団体生命共済、個人共済から年齢脱退時に移行加入せず、その後、時間を空けての加入はできません。

Q2

組合員本人の 移行加入する タイミングは? ふれあい共済からの移行者の場合

65歳年齢脱退時にシニア共済へ移行できます。

日2 ハート共済・団体生命共済、個人生命共済、個人医療共済からの移行者の場合 60歳以上の定年退職時にシニア共済へ移行できます。

※ハート共済・団体生命共済と個人共済の最終保障満了時が違う場合、ハート共済・ 団体生命共済の保障満了時に移行して下さい。(個人共済の口数分も移行されます)

 $Q \exists$

加入手続きはいつするの?

日 共済掛金は、本人の指定口座から引落しになります。口座の設定に最低2ヵ月必要なため、定年退職月の3ヵ月前の5日までに、加入申込書の提出が必要になります。

【加入月の具体的な例】

6月定年の場合、3月5日までに組合を通じて地方JAMへ必着となります。

を表現します。 3ヵ月前手続きが遅れて しまったらどうなるの?

無共済期間が発生する為、基本的には3ヵ月前の手続きをしていただきます。やむを得ない場合で、単組・地方JAMからの依頼があった場合は継続月に遡り特別対応をいたします。

日数の計算式に基づき、健康告知なしで両タイプ合計で最高6口まで 移行できます。

60歳までハート共済に加入していた方は、告知なしで2口を上乗せできます。

Q5

配偶者の移行方法は?

□ 個人共済に加入している配偶者の場合

口数の計算式に基づき、健康告知なしで移行できます。

組合員本人より年上の配偶者の場合

組合員本人より年上で、加入していた個人共済が年齢満了になってしまう配偶者は、健康 告知なしで組合員本人より先に移行権利口数でシニア共済へ移行できます。 但し、組合員本人が定年退職時にシニア共済へ移行加入することが前提です。

組合員本人より、口数が多い配偶者はそのままの口数で移行加入できます。

移行加入の権利を有する配偶者に限り、移行加入時に「健康告知」を伴えば、JAM個人共済の加入内容により決まる「移行権利口数」に、2口までの上乗せが選択できます。

Q7

組合員より移行権利口数 の多い配偶者は何口で 移行すればいいの? 移行権利口数の範囲内で自由に口数を選べます。

配偶者が組合員本人を上回る口数でも移行加入できます。

OB

夫婦で組合員の場合はどうしたらいいの?

十二 夫婦とも組合員本人としてシニア共済に加入できます。

── 一方が組合員本人、一方が配偶者としてシニア共済に加入できます。

※配偶者として加入する場合の口数は、Q6のA1、A2、A3を参照して下さい。

9

引落し口座は夫婦 別々にできるの? 掛金引落し口座は、一世帯で1つの口座となります。別々での口座設定 はできません。

※夫婦とも組合員本人で、Q8でA1を選択している場合は、別々に□座を設定することもできます。

とハート共済は重複して加入してもいいの?

基本的にはできません。やむを得ない場合で単組・地方JAMからの依頼があった場合に限り認めます。

all

組織を退職しても加入できるの?

新たに組合員身分の取得をする必要があります。

1ページの「身分の種類」を確認し、必ず身分の取得をして下さい。

→ 再雇用・雇用延長等の場合は組合扱いのまま加入できます。

Q12

60歳未満はシニア共済 に加入できないの? 会社の都合でやむを得ず60歳未満で退職し、所属する労働組合が認め た場合、シニア共済の加入を認めます。



Q1

加入証書は いつ送られて くるの?



加入月によって異なりますが、加入月から 1ヵ月~3ヵ月後に自宅に送付します。

シニア共済 権利発生月	加入証書 送付日
11月・12月・1月	2月5日
2月 ・ 3月 ・ 4月	5月5日
5月 ・ 6月 ・ 7月	8月5日
8月 · 9月 · 10月	11月5日



※土日祝祭日の場合は、翌営業日となります。
※加入証書は毎年発行されるものではありませんので、大切に保管して下さい。

Q2共済金を請求する 時や、各種変更届 けはどこに依頼するの?



加入証書送付時に加入内容のお知らせ、住所変更、減口時口数変更、引落とし口座の変更、共済金支払請求書等申請用紙を一緒に送付します。又、脱退届はハガキ形式で同封しています。必要な場合はJAM共済事業部へご提出下さい。

Q3

掛け金の <u>引き落とし方法</u>は? A.

指定された口座から1年に4回、3月・6月・9月・12月の5日に3ヵ月分の掛金が自動引き落としになります。移行加入時に端数の月が発生する場合は、ご加入者によって初回掛け金に1ヵ月分~2ヵ月分の掛け金が加算されて自動引き落としになります。4ヵ月分・5ヵ月分の掛け金になる場合もあり、多額になりますのでご注意下さい。(ゆうちょも対応可能です)

A₂

口座引落とし後は、「JAMシニア共済」と表示されます。 (金融機関により表示されない場合もあります。)

A:

残高不足になったら、翌月5日にもう一度同じ金額を引き落としします。 2回残高不足になったら自動脱退になりますのでご注意下さい。

Q4 各種お知らせって どうなってるの?

A

毎年1回加入内容のお知らせと引き落し案内を5月中旬~下旬頃、ご自宅に送付します。年齢による保障内容の変更がある方、ない方に関わらず全員に送付します。

Q5口数変更はいつできるの? 減口する場合の手続きはどうやるの? Δ.

加入者の申し出により、年に1度に限り減口ができます。

減口する場合の受付期間は、毎年2月1日から4月末日までです。加入証書についている申請ハガキを受付期間内にJAM共済事業部に提出してください。

A₂

増口や加入タイプの変更はできませんのでご注意ください。

Q6

脱退は いつできるの? A

脱退は年4回できます。配偶者が加入している場合、組合員本人のみの脱退はできません。 各締切日までに脱退専用のハガキを提出して下さい。

脱退八ガキ締切日	脱退日
11月13日	1月1日
2月13日	4月1日
5月13日	7月1日
8月13日	10月1日

- **引落しされた掛金は返金しませんが、掛金をいただいている期間まで保障します。
- ※ふれあい共済からの移行者で、組合員本人がシニア共済を 脱退した場合、ふれあい共済を継続している配偶者やごど もも脱退になりますので、ご注意下さい。

Q7請求したい時はどうするの?

A

加入証書に付いている共済金支払請求書の申請書に記入の上ポストに投函して下さい。必要書類一式をご自宅に送付します。

Q8 85歳で年齢満了を迎える時どうすればいいの?

A

組合員本人は自動脱退になります。配偶者は同じ証書番号・引き落とし口座・身分で自動継続できます。地方JAMにお問い合わせ下さい。

Q9 死亡時の 配偶者の継続について A

配偶者は一度脱退扱いとなりますが、希望があれば地方JAMと相談の上、新しく身分の取得をして同じ証書番号で加入できます。空白期間は認められません。地方JAMにお問い合わせ下さい。

図10 還元金・割戻金はあるの? 確定申告の対象になるの? 支払領収書はもらえるの? A

シニア共済は、安価な掛金で大きな保障をするために、還元金・割戻金の制度はありません。また、自家共済のため、確定申告の生命保険料控除の対象となりません。そのため、支払領収書も発行しません。

Q11 加入後はどこに問い合わせ

A

シニア共済に関する問い合わせは地方JAMですが、加入後にご不明な点がありましたら、JAM共済事業部にお問い合わせ下さい。

JAMシニア共済 専用直通電話03-3451-2210 (JAM本部共済事業部)

【重要確認事項】シニア共済のご加入に際して

【組合員本人の移行加入】 この共済は、JAM組合員および共済ユニオン組合員で、ハート共済と団体生命共済・個人共済加入者が以下の移行枠により最高6口まで、健康告知なしで移行加入できます。 ①ハート共済移行枠 移行年齢 移行口数 60歳以上の定年時 $2\square$ ②ハート共済移行枠A2倍タイプ+団体生命共済30口 どちらか ※ハート共済A2倍タイプと団体生命共済30口加入している単組のみ適応 移行年齢 移行口数 60歳以上の定年時 ハートA2倍:2口 + 団体生命30口:1口 = 3口 ③ 団体共済・個人共済移行枠と移行時年齢 団体共済・個人共済加入者の移行加入口数は、ハート共済移行枠に下記口数を加算します。 移行口数 移行年齢 加入資格 65歳の ふれあい共済の加入口数 ふれあい共済 年齢脱退時 および 移行加入要件 団体生命共済 個人医療 60歳以上 移行口数= 個人生命共済 加入口数 加入口数 加入口数 の定年時 および 40 個人医療共済 ※上記で②を選択している場合は、個人生命、個人医療の計算になります。 ※1. 計算方法:一項目ごとではなく、総合計の小数点以下を四捨五入して下さい。 ※2. 移行加入できる口数は、総合タイプ、入院重視タイプの合計口数とし、各タイプ最高6口、両タイプ合計で最高6口とします。 【配偶者の移行加入】 ①配偶者の移行加入 個人共済(ふれあい共済、個人生命共済、個人医療共済)に配偶者として加入していた方は、上表③の計算式に基づき、そのままの口数で健康告知なしで移行加入できま す。尚、移行時に限り健康告知をして2口まで加算することができます。 ②配偶者先行の移行加入 個人共済(ふれあい共済、個人生命共済、個人医療共済)に配偶者として加入していた方は、上表③の計算式に基づき、組合員本人が定年時にシニア共済へ移行加入する ことを前提に、年齢により、組合員本人より先に配偶者が健康告知なしでそのままの口数で移行加入することができます。 加入者年齢と共済金 共済金は、P2の【表1】【表2】【表3】記載の通り、加入者の事由発生日の年齢により決まります。 この共済へ移行加入する者は、加入申込書に必要事項を記入し、決められた期日までに所属組合へ提出して下さい。 加入の手続き • 加入申込日と加入年月を必ず記入して下さい。 共済掛金は、加入者指定の預金口座より3月5日、6月5日、9月5日、12月5日に掛金の3ヵ月分を口座引落しします。ただし移行加入時に端数月がある場合には初回 引落し時に限り掛金にプラスされて口座引落しになります • 残高不足で口座引落しされなかった場合は、翌月5日に再度口座引落しします。 掛金の納入 • 共済掛金が連続して2回口座引落しされなかった場合は、自動脱退となります。 継続日は毎年7月1日とします。 •加入初年度の共済期間は、権利発生月の1日から初年度の6月末日までです。 共済期間と継続日 2年度目以降の共済期間は、毎年7月1日から翌年の6月末日までです。 病気入院共済金の支払限度日数は、加入期間中通算240日限度となります。 ①入院共済金 支払限度日数 交通事故・災害入院共済金の支払限度日数は、加入期間中通算240日限度となります。 入院共済金 ②病気入院・災害入院とも日帰り入院は対象外となります。 ③配偶者が移行時に増口した場合、権利発生日後に開始した入院が対象となります。よって、権利発生日以前から権利発生後にまたがる入院については、増口 部分の保障は対象外となります。 【配偶者 移行時】 移行加入時の増口については、申込日(告知日)現在、健康で正常に生活し且つ、以下に該当しない方について増口ができます ①病気やケガ(軽い風邪や軽度のケガを除く)のため、休業または安静加療をしている方。または、病気やケガ(軽い風邪や軽度のケガを除く)のため、休業または 安静加療を要すると診断されている方。 ②次の疾病により、最近1年間に、医師の治療を受けている。または、次の疾病により最近1年間に治療を要すると診断されている方。 ア. 新生物(ガン、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など) キ. 腎炎、ネフローゼ ク. 肺疾患(肺炎、肺結核など) イ. 糖尿病 心疾患(心臓病など、高血圧症も含む) ケ. 精神病およびアルコール中毒(統合失調症など) 配偶者移行時の コ. 骨髄および神経の疾患(骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺など) エ. 脳血管疾患(脳出血、脳血栓症、脳軟化など) 2口までの増口要件 オ. 消化性潰瘍(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など) サ. 血管および血液の疾患(血友病、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症など) (健康告知) カ. 肝臓病、膵臓病 ③病気やケガ(手足等の骨折による場合を除く、以下同じ)のため、最近1年間に連続して14日以上の休業または安静加療をしたことがある方。 ④病気やケガのため、最近1年間に、開頭、開腹または開胸等の手術(盲腸の手術は除く)を受けたことがある方。 ⑤申込日現在、次の状況にある方 ア. 食事の摂取、排便・排尿・その後後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴が自分ではできず、常に他人の介護を要する方。 減口は毎年7月1日の継続時にできます。受付期間は2月1日から4月末日までとなります。この期間内に、加入証書に添付しているハガキを提出して下さい。 継続時の減口 尚、加入タイプの変更と増口はできません。 次に掲げる場合は、共済金を給付しません。また、加入者が共済金の給付を受けた後に下記に該当することが明らかになった場合は、直ちに共済金を返済し、 なければなりません。 ①共済金請求の事由発生日より正当な理由がなく3年以上請求しなかったとき ②共済掛金が定める期日を超えて納入されていないとき ③加入申込み、脱退および共済金請求に必要な所定の用紙に虚偽の記載をしたとき ④配偶者移行時の増口要件を欠いているとき ⑤加入者が自己の犯罪行為によって死亡、または障害、入院などの事態が発生したとき 共済金の ⑥共済金受取人が故意に加入者を死亡または障害状態にさせたとき ⑦移行時に増口した配偶者が、1年以内に自殺したときの増口部分の共済金 不給付 ⑧配偶者移行時の増口制限により、増口が認められない場合の増口部分の共済金 ⑨加入者の故意もしくは重大な過失があったとき ⑩戦争、戦乱および天災地変により死亡または障害状態になったとき ①その他、前各号に準ずるとき 一級、重度障害など以外で脱退する場合は、脱退専用のハガキを期日までに提出していただきます。 脱退日は7月1日、10月1日、1月1日、4月1日の年4回になります 脱退 組合員本人が脱退した場合、配偶者も同時脱退となります。また、組合員本人が死亡した場合も同時脱退となります。地方IAMの判断により、継続することも可 • 組合員本人が85歳の年齢満了脱退の場合、配偶者は自動継続となります • 共済金請求は、給付事由が発生してから3ヵ月以内にお願いします。 • この共済は、JAM共済独自の共済のため年末調整の対象にはなりませんのでご了承下さい。 ご注意 (自家共済なのであらゆる申告の対象になりません)

■お問い合わせは各組合、地方JAM、シニアクラブへ

〈個人情報の取扱いについて〉 当該共済の運営にあたって、加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状況等)(以下、個人情報というを取 扱います。当該共済の運営において入手する個人情報を本共済の事務手続きのため使用します。受領した個人情報を各種 共済の引持受け、継続、維持管理、共済金の支払い、関 速団体、提携会社を含む各種サービスのご案内・提供、 ご契約の維持管理、その他共復関連、付随する業務の ため利用し、他の保険会社および再保険会社に上記 目的の部側用の実際しません。